

令和6年第3回

小松市議会定例会議案

令和6年(2024年)8月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第61号	令和6年度小松市一般会計補正予算（第3号）……………	1
議案第62号	令和6年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	7
議案第63号	小松市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第64号	小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例について……………	13
議案第65号	小松市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	23
議案第66号	小松市都市デザインについて……………	25
議案第67号	事務の相互委託の廃止について……………	27
議案第68号	財産の取得について……………	29
議案第69号	財産の取得について……………	31
議案第70号	市道路線の廃止について……………	33
議案第71号	専決処分の承認を求めることについて……………	35
議案第72号	令和5年度小松市歳入歳出決算の認定について……………	45
議案第73号	令和5年度小松市公営企業会計決算の認定について……………	47
議案第74号	令和5年度小松市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について……	49
報告第15号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……………	51
報告第16号	地方独立行政法人の業務実績に関する評価結果の報告について……………	53
報告第17号	地方独立行政法人の中期目標に係る業務実績に関する評価結果の報告 について……………	55
報告第18号	法人の経営状況の報告について……………	57

議案第61号

令和6年度小松市一般会計補正予算 (第3号)

令和6年度小松市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ433,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,344,520千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	分担金及び負担金	116,847	1,050	117,897
	1 分担金	21,965	1,050	23,015
16	国庫支出金	10,842,489	252,906	11,095,395
	2 国庫補助金	4,889,629	252,906	5,142,535
17	県支出金	4,111,837	53,064	4,164,901
	2 県補助金	1,245,957	53,064	1,299,021
19	寄附金	323,402	2,650	326,052
	1 寄附金	323,402	2,650	326,052
20	繰入金	2,566,136	1,000	2,567,136
	1 基金繰入金	2,341,715	1,000	2,342,715
21	繰越金	73,564	53,520	127,084
	1 繰越金	73,564	53,520	127,084
22	諸収入	678,467	9,320	687,787
	4 雑入	460,026	9,320	469,346
23	市債	4,821,200	59,900	4,881,100
	1 市債	4,821,200	59,900	4,881,100
	歳 入 合 計	53,911,110	433,410	54,344,520

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	362,512	1,100	363,612
	1 議会費	362,512	1,100	363,612
2	総務費	4,730,598	39,200	4,769,798
	1 総務管理費	4,031,325	39,200	4,070,525
3	民生費	20,347,462	101,500	20,448,962
	1 社会福祉費	9,530,222	100,000	9,630,222
	3 生活保護費	882,503	1,500	884,003
4	衛生費	3,332,971	124,500	3,457,471
	1 保健衛生費	1,034,315	124,500	1,158,815
	2 環境対策費	1,677,120	0	1,677,120
6	農林水産業費	1,183,312	16,730	1,200,042
	1 農業費	839,049	15,800	854,849
	3 水産業費	19,411	930	20,341
7	商工費	2,018,604	12,750	2,031,354
	1 商工費	2,018,604	12,750	2,031,354
10	教育費	8,162,419	79,730	8,242,149
	1 教育総務費	1,059,445	230	1,059,675
	4 高等学校費	501,613	100	501,713
	5 社会教育費	1,304,981	79,400	1,384,381
11	災害復旧費	255,210	57,900	313,110
	2 農林水産施設災害復旧費	169,600	46,000	215,600
	4 その他施設災害復旧費	14,810	11,900	26,710
歳 出 合 計		53,911,110	433,410	54,344,520

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
戸 籍 情 報 シ ス テ ム 改 修 費	令和7年度	10,600
本江地区住まいづくり推進費	令和7年度 ～令和8年度	264,600

第3表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生林業施設災害復旧費	17,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	17,700			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
未来型図書館づくり推進費	18,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	32,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
市民センター改修費	226,900				233,800			
商工業振興費	6,900				16,100			
その他施設災害復旧費	300				12,200			
計	4,821,200				4,863,400			

令和6年度小松市介護保険事業特別会
計補正予算（第1号）

令和6年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,633,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	1	150,800	150,801
	1 繰越金	1	150,800	150,801
	歳 入 合 計	10,483,100	150,800	10,633,900

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	諸支出金	53,752	150,800	204,552
	1 償還金及び還付加算金	3,231	150,800	154,031
	歳 出 合 計	10,483,100	150,800	10,633,900

議案第63号

小松市開発許可等の基準に関する条例 の一部を改正する条例について

小松市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正 する条例

小松市開発許可等の基準に関する条例（平成15年小松市条例第13号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>（法第34条第12号の条例で定める開発行為）</p> <p>第8条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 既存町内区域におけるもの（<u>予定建築物等の用途が次条</u> _____ に掲げるものに限る。）</p> <p>（既存町内区域における予定建築物等）</p> <p>第9条 前条第2号の規定による予定建築物等の用途は、<u>住宅、兼用</u></p>	<p>（法第34条第12号の条例で定める開発行為）</p> <p>第8条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 既存町内区域におけるもの（<u>予定建築物等の用途が次条第1項各号</u>に掲げるものに限る。）</p> <p>（既存町内区域における予定建築物等）</p> <p>第9条 前条第2号の規定による予定建築物等の用途は、<u>次のとおり</u></p>

住宅及び市が定める福祉に関する計画に基づく地域密着型の社会福祉施設（高さ10メートル以下のものに限る。）とする。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

_____とする。

(1) 自己の居住の用に供する住宅及び兼用住宅

(2) 分譲の用に供する住宅及び兼用住宅（賃貸のものを除く。）

(3) 市が定める福祉に関する計画に基づく地域密着型の社会福祉施設

2 前項各号の予定建築物の高さは、10メートルを超えてはならない。

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

小松市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部を改正す る条例について

小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
する条例の一部を改正する条例

小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年小松市条例第34号）の一部を次の表のように改正する。

改正前

別表第1（第4条関係）

機関	事務
[略]	
6 市長	[略]
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	[略]	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方

改正後

別表第1（第4条関係）

機関	事務
[同左]	
6 市長	[同左]
7 市長	<u>小松市医療費助成条例によることどもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
8 市長	<u>不妊治療又は不育治療に要する費用の一部を助成する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	[同左]	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方

		<p>税に関する法律に基づく 条例の規定により算定し た税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関す る情報（以下「地方税関 係情報」という。）であ って規則で定めるもの、 住民基本台帳法（昭和42 年法律第81号）第7条第 4号に規定する事項（以 下「住民票関係情報」と いう。）、児童扶養手当 法（昭和36年法律第238 号）による児童扶養手当 の支給に関する情報（以 下「児童扶養手当関係情 報」という。）又は生活保</p>		<p>税に関する法律に基づく 条例の規定により算定し た税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関す る情報（以下「地方税関 係情報」という。）であ って規則で定めるもの、 住民基本台帳法（昭和42 年法律第81号）第7条第 4号に規定する事項（以 下「住民票関係情報」と いう。）、児童扶養手当 法（昭和36年法律第238 号）による児童扶養手当 の支給に関する情報（以 下「児童扶養手当関係情 報」という。）、生活保</p>
--	--	---	--	--

	<p><u>保護法</u>による保護の実施 若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p>		<p><u>護法</u>による保護の実施 若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は健康保険法（大正11年法律第70号）、<u>船員保険法（昭和14年法律第73号）</u>、<u>私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）</u>、<u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）</u>、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）</u>又は<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</u>若しくは高齢者の医療の確</p>
--	--	--	--

		る法律（昭和57年法律第80号）による被保険者の資格に関する情報，生活保護関係情報又は地方税関係情報 _____であって規則で定めるもの		_____，生活保護関係情報，地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		[略]	[同左]	
8	市長 [略]	地方税関係情報_____であって規則で定めるもの	8 市長 [同左]	地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		[略]	[同左]	
11	市長 [略]	身体障害者関係情報，生活保護関係情報，地方税関係情報，国民健康保険等給付関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係	11 市長 [同左]	身体障害者関係情報，生活保護関係情報，地方税関係情報，_____中国残留邦人等支援給付等関係

	係情報 _____ _____ であって規則で 定めるもの		<u>係情報又は医療保険給付 関係情報</u> であって規則で 定めるもの
[同左]			
13 市長	[略]	13 市長 [同左]	<u>身体障害者関係情報</u> ， <u>児 童扶養手当関係情報</u> ， <u>地 方税関係情報</u> ， <u>介護保険 給付等関係情報</u> ， <u>医療保 険給付関係情報</u> 又は <u>国民 年金法（昭和34年法律第 141号）</u> ， <u>私立学校教職 員共済法</u> ， <u>厚生年金保険 法（昭和29年法律第115 号）</u> ， <u>国家公務員共済組 合法</u> 若しくは <u>地方公務員 等共済組合法</u> による <u>年金</u> である給付の支給若しく

				は年金給付関係情報であ って規則で定めるもの
			る保護の決定及 び実施又は徴収 金の徴収に關す る事務であつて 規則で定めるも の	

備考 この表中の[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第66号

小松市都市デザインについて

小松市議会の議決すべき事件を定める条例（昭和54年条例第33号）第3項の規定により、令和2年第3回小松市議会定例会において議決された議決第76号「小松市都市デザインについて」を次のように改める。

小松市都市デザイン

別冊のとおり

議案第67号

事務の相互委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、小松市と金沢市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、川北町、野々市市、津幡町及び内灘町との間の証明書の交付等に係る事務の相互委託（平成20年3月21日議決第49号）について、次のとおり規約を制定し、委託した事務を廃止する。

証明書の交付等に係る事務の委託に関する規約を
廃止する規約

証明書の交付等に係る事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第68号

財産の取得について

小松市の消防施設整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） |
| 2 | 取得する価格 | 金24,629,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 富山県富山市牛島新町4番10号
株式会社モリタ 富山営業所
所長 土居 典生 |

議案第69号

財産の取得について

小松市の除雪機械整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 凍結防止剤散布車 |
| 2 | 取得する価格 | 金24,200,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 金沢市新保本四丁目65番12
千代田機電株式会社
代表取締役 守富 文昭 |

議案第70号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、下記の市道を廃止する。

記

整理番号	路線名	起 終 点 点	延長	幅員	主要な 経過地
稚松 01-1101	高架横断4号線	小寺町丙40番地先 細工町79番地先	メートル 49.8	メートル 9.5～ 13.5	

議案第71号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年度

専決第6号 令和6年度小松市一般会計補正予算（第2号）

専決第7号 損害賠償の額を定めることについて

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年8月1日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和6年度小松市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度小松市一般会計補正予算 (第2号)

令和6年度小松市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ442,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,911,110千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	10,622,489	220,000	10,842,489
	2 国庫補助金	4,669,629	220,000	4,889,629
17	県支出金	4,109,962	1,875	4,111,837
	1 県負担金	2,621,788	1,875	2,623,663
21	繰越金	72,864	700	73,564
	1 繰越金	72,864	700	73,564
23	市債	4,601,200	220,000	4,821,200
	1 市債	4,601,200	220,000	4,821,200
	歳 入 合 計	53,468,535	442,575	53,911,110

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	20,344,887	2,575	20,347,462
	4 災害救助費	912	2,575	3,487
4	衛生費	2,892,971	440,000	3,332,971
	2 環境対策費	1,237,120	440,000	1,677,120
	歳 出 合 計	53,468,535	442,575	53,911,110

第2表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害対策債	220,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	220,000			

専決第7号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年8月19日

小松市長 宮橋 勝栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

令和6年3月27日発生の事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方
- 2 損害賠償額 金341,000円
- 3 事故の概要 令和6年3月27日午前10時30分頃、市広報等の搬送業務のため小松市シルバー人材センターから派遣された労働者が、当該業務で使用していた公用車で相手方の家の敷地内に停車しようとした際、浄化槽の上を通過して浄化槽設備に損害を与えたもの。

議案第72号

令和5年度小松市歳入歳出決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度小松市一般会計歳入歳出決算

令和5年度小松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度小松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度小松市公債管理特別会計歳入歳出決算

令和5年度小松市産業団地事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度小松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第73号

令和5年度小松市公営企業会計決算の 認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年度小松市水道事業会計決算

令和5年度小松市下水道事業会計決算

令和5年度国民健康保険小松市民病院事業会計決算

議案第74号

令和5年度小松市公営企業会計未処分 利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、下記のとおり令和5年度小松市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

記

1 未処分利益剰余金の額

486,721,887円

当年度純利益 402,763,698円

前年度繰越利益剰余金 43,958,189円

積立金の取崩し 40,000,000円

（減債積立金 10,000,000円，建設改良積立金 20,000,000円，

震災対策積立金 10,000,000円）

2 未処分利益剰余金の処分

(1) 減債積立金への積立て 10,000,000円

(2) 建設改良積立金への積立て 200,000,000円

(3) 震災対策積立金への積立て 210,000,000円

(4) 資本金への組入れ 40,000,000円

3 翌年度繰越利益剰余金の額

26,721,887円

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

（「－％」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。）

実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	11.3％
将来負担比率	102.1％

2 資金不足比率

（「－％」は、資金の不足額がないことを示す。）

小松市産業団地事業特別会計	－％
小松市水道事業会計	－％
小松市下水道事業会計	－％
国民健康保険小松市民病院事業会計	－％

報告第16号

地方独立行政法人の業務実績に関する 評価結果の報告について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、公立大学法人公立小松大学の業務実績に関する評価結果を次のとおり報告する。

公立大学法人公立小松大学 令和5年度 業務実績の評価

別冊のとおり

報告第17号

地方独立行政法人の中期目標に係る業務実績に関する評価結果の報告について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、公立大学法人公立小松大学の中期目標に係る業務実績に関する評価結果を次のとおり報告する。

公立大学法人公立小松大学 第1期中期目標に係る業務実績の評価

別冊のとおり

報告第18号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公立大学法人公立小松大学の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和5年度公立大学法人公立小松大学決算 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(1) 事業実績の概要

令和5年度においては、本学設置後初となる大学機関別認証評価を受審し、その結果、「大学評価基準を満たしている」との評価を受けた。これを契機として、教育改革を推進する体制及び方針を定めるとともに、自己点検評価・内部質保証推進会議を中心に、全学、組織、教員の3つの階層でPDCAサイクルを機能させ、内部質保証に基づく教育改革を推進した。

また、第2期中期目標・中期計画（令和6年度～令和11年度）については、第三者評価（法人評価・認証評価）等客観的な視点を取り入れることに留意し策定にあたった。

学士課程では、地域企業等と連携した実習や国内外でのインターンシップ、海外語学研修を取り入れ、地域と世界で活躍するグローバル人材の育成を図った。令和5年度の学生の授業満足度は5段階中4.25となった。看護学科、臨床工学科の国家試験合格率は、看護師、保健師ともに100%、臨床工学技士は89.6%となり、いずれも全国平均を上回った。

大学院課程では、大学院サステイナブルシステム科学研究科博士後期課程の令和6年4月の開設に向け設置認可申請を行ない、令和5年9月4日付で文部科学大臣から正式に「認可」されたことに伴い、入学者選抜や施設整備、広報活動等を計画的に実施し、定員を上回る志願者を確保した。

入学者選抜では、北陸三県・東海・信越地方等延べ94校に対して、大学説明会や高校訪問等を実施したほか、オープンキャンパスの開催や大学Webサイトを通じて入試広報を展開した。令和5年度入学者の学部志願倍率は4.66倍、大学院志願倍率は1.43倍であった。

就職支援では、2月に本学主催の「業界研究会」を2日間の日程で対面開催し、県内外の優良企業・団体58社との情報交換を行った。各学科・専攻とキャリアサポートセンターが連携し、学生のキャリア形成及び就職活動支援を行い、就職内定率は3年連続で100%を達成した。

地域連携では、企業等との共同研究・受託研究の推進をはじめ、市民公開フォーラムやシーズ・ニーズマッチングシンポジウム、研究関連イベントへの出展等を通じて産官学連携を推進した。シリコンバレー研修は小松市の参加と助成を得て「産官学合同シリコンバレー研修」へ規模を拡大して実施した。

研究支援では、本学独自の支援制度である「重点研究『つよみ』」や「研究発展・向上費」を通して研究助成を行ったほか、分野横断型の学内研究会「Salon de K」を毎月開催する等、研究力の向上を図った。一方、新たな組織として次世代考古学研究センターを創設し、マヤ文明世界遺産と小松の石文化に関する研究成果を広く公表した。

国際交流では、グアテマラ共和国のデル・バジェ大学と大学間交流協定を新たに締結し、協定締結は19件となった。その他、交換留学の支援、JICA青年研修事業の採択によるカンボジア医療従事者との保健医療プログラムの実施、中島記念国際交流財団の助成金を活用した異文化交流事業の実施、外務省主催カケハシ・プロジェクトへの参加等を通じて国際理解を深めた。また、国際交流センター公認サークル「KOMAFriend」が、留学生や交流事業を支援した。

(2) 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
資産の部	
I 固定資産	3,287,529,361
有形固定資産	3,209,064,471
土地	335,790,000
建物・構築物	2,334,341,768
工具器具備品	266,117,027
図書	232,194,882
その他有形固定資産	40,620,794
無形固定資産	28,414,890
投資その他の資産	50,050,000
II 流動資産	1,263,482,228
現金及び預金	1,230,842,108
未収金及び前払費用等	32,640,120
資 産 合 計	4,551,011,589
負債の部	
I 固定負債	1,022,986,985
長期寄附金債務	534,873,439
その他固定負債	488,113,546
II 流動負債	263,243,457
寄附金債務	10,713,149
未払金等	121,884,977
その他流動負債	130,645,331
負 債 合 計	1,286,230,442
純資産の部	
I 資本金	1,956,640,000
II 資本剰余金	△32,835,595
III 利益剰余金	1,340,976,742
純 資 産 合 計	3,264,781,147

- 資産 45億5千万円（前年度比 2億7千万円増）
 増減理由▶ **建物・構築物** 末広キャンパス研究実験棟の完成
工具器具備品 末広キャンパス研究実験棟の研究機器の購入、生産システム科学部の工具器具の更新
その他 公用車3台の更新
- 負債 12億9千万円（前年度比 8億1千万円減）
 増減理由▶ **資産見返負債** 地方独立行政法人会計基準の改訂による資産見返負債の廃止
授業料債務 末広キャンパス研究実験棟の完成による繰越分を収益化
- 純資産 32億6千万円（前年度比 10億7千万円増）
 増減理由▶ **利益剰余金** 経営努力による現金利益分に加え、資産見返負債廃止に伴う減価償却費見合分を臨時利益として計上

(3) 損益計算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
費用の部	
I 経常費用	1,909,271,175
業務費	1,722,032,762
教育研究経費	558,092,091
受託研究費等	47,645,270
人件費	1,116,295,401
一般管理費	186,067,117
財務費用	1,171,296
費用合計	1,909,271,175
収益の部	
I 経常収益	2,339,558,404
運営費交付金収益	1,293,257,100
授業料等収益	885,255,200
受託研究収益等	66,734,437
寄附金収益	35,248,931
補助金等収益	2,087,032
雑益	56,956,424
財務収益	19,280
収益合計	2,339,558,404
経常利益	430,287,229
臨時利益	726,214,645
当期総利益	1,156,501,874

○**経常費用** 19億1千万円（前年度比 1億4千万円増）

主な特徴▶ **教育研究経費** 末広キャンパス研究実験棟の完成等に伴い工具器具備品減価償却費の増加、物価高対策として奨学金対象者に対する経済支援金の支給、インフルエンザ予防接種B型肝炎予防接種の費用負担など福利厚生の実施

一般管理費 光熱費の増加、大学機関別認証評価の受審、給与WEB閲覧機能の導入

構成比率（主な科目）▶ 人件費58% 教育研究経費29% 一般管理費10%

○**経常収益** 23億4千万円（前年度比 4億6千万円増）

主な特徴▶ 地方独立行政法人会計基準の改訂による資産見返戻入の廃止

構成比率（主な科目）▶ 運営費交付金収益55% 授業料等収益38%

○**経常利益** 4億3千万円（前年度比 3億2千万円増）

経常収益から経常費用を差し引いた利益

○**臨時利益** 資産見返負債の廃止により過年度分の減価償却費を臨時利益として計上

○**当期総利益** 11億6千万円（前年度比 10億7千万円増）

経常利益に臨時利益を加えた利益

【**当期総利益の内訳**】 経営努力による現金利益分 31,175,919円

資産見返負債廃止に伴う減価償却費見合分 1,125,325,955円

1,156,501,874円

2 令和6年度公立大学法人公立小松大学事業予定

(1) 事業計画の概要

教育では、学修者本位の質の高い教育をめざし、学生の学修成果の把握・分析を行い、エビデンスに基づく改善・改革に取り組むなど、組織的で体系的な教育を推進する。また、大学院では、博士後期課程の開設に伴い、更なる教育の質向上及び研究の高度化、研究力の強化を行う。

就職支援では、キャリアサポートセンターと教員が連携し、多面的な就職支援活動を行う。

研究では、本学の「つよみ」となる分野横断型の特色ある研究を支援するとともに、シンポジウム開催や各種広報媒体等を通じて本学の研究成果等を広くPRし、民間機関等との共同研究・受託研究等の推進を図る。

国際交流では、グローバル人材養成のため、海外大学等との交流協定締結の拡大を図るとともに、長期・短期交換留学の促進、学生交流、研究者交流を積極的に展開する。

地域連携では、市民が学びに触れ、自らを豊かにする場として、公開講座「こまつ市民大学」や「ものづくり人材スキルアッププログラム」等を引き続き実施するとともに、市民公開フォーラムやシーズ・ニーズマッチングシンポジウム等の公開講座の開催、各種イベントへの出展などを通じて、大学の「知」の還元を行う。また、小松市と連携して「産官学合同シリコンバレー研修」を実施し、地域課題の解決や地域社会の活性化に向けたプラットフォームづくりを推進する。

業務運営では、小松駅東地区複合ビル内の新キャンパス開設に向けた準備を計画的に進める。また、FD・SD研修等により教職員の資質・能力の向上に努める。外部資金の獲得においては、科学研究費補助金の申請支援等の組織的な取り組みを推進するとともに、産官学連携のアプローチからも獲得増加を図る。

(2) 収支計画

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日
(単位：百万円)

科 目	金 額
費用の部	
I 経常費用	2, 193
業務費	1, 658
教育研究経費	361
受託研究費等	27
人件費	1, 270
一般管理費	422
財務費用	0
減価償却費	113
費用合計	2, 193
収益の部	
I 経常収益	2, 080
運営費交付金収益	1, 309
授業料等収益	695
受託研究収益等	31
財務収益	0
雑益	45
II 前中期目標期間繰越積立金取崩額 ※	113
収益合計	2, 193
当期総利益	0

※ 第1期中期目標期間中の積立金等を第2期中期目標期間へ繰越して、「前中期目標期間繰越積立金」とした。この積立金の用途について「教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善、並びに取得した固定資産にかかる減価償却費に充てる」こととしており、積立金のうち、減価償却費見合分を取崩しするもの。

前中期目標期間繰越積立金：1,341百万円

うち、経営努力による現金利益分	216百万円
R5年度資産見返負債廃止に伴う減価償却費見合分	1,125百万円